

## ■指定医療機関

- 保険医療機関
- 生活保護法に基づく指定医療機関
- 指定自立支援医療機関
- 身体障害者福祉法指定医療機関
- 特定疾患・小児慢性特定疾患医療
- 労災保険指定医療機関

## 地方厚生（支）局長への届出に関する事項

当院は保険医療機関であり、診療報酬（医療費）の算定にあたり、次の施設基準に適合している旨、厚生労働省関東信越厚生局群馬事務所に届出をしております。

## ■施設基準届出状況

- 医療 DX 推進体制整備加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- CT 撮影
- MRI 撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（2）
- 運動器リハビリテーション料（1）
- 呼吸器リハビリテーション料（1）
- 酸素の購入単価

## ■掲示事項

### ○ 医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、診療室等において、取得した診療情報等を活用して診療を行っております。

そのため、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。

### ○ 医療情報取得加算

令和 5 年 4 月より、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化されました。それに伴い当院では下記整備を行い、「医療情報取得加算」の算定を行っております。

① オンライン資格確認を行う体制

② マイナ保険証にて、薬剤情報や健診情報等の診療情報を取得・活用し診療を行うこと

※ 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

### ○ 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方名（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般処方名について、ご不明な点などがございましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

### ○ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 28 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合はその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

### ○ 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日より後発医薬品（ジェネリック薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金（後発医薬品薬価との差額の 4 分の 1 相当）をお支払いいただきます。また、選定療養のため保険・公費等の対象にはなりません。ただし、医療上の必要があると医師が判断する場合には、特別の料金は掛かりません。

当院は院外処方となりますので、先発医薬品を希望された場合、院外調剤薬局にて特別の料金をご負担いただきます。